

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現行		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
実施機関	事務		実施機関	事務	
(略)	(略)		(略)	(略)	
15 市長	ふじみ野市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱(令和6年ふじみ野市告示第289号)による障害者自動車運転免許取得費の補助に関する事務であって規則で定めるもの		15 市長	ふじみ野市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱(平成17年ふじみ野市告示第78号)による障害者自動車運転免許取得費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関

童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報(以下「寡婦等給付金関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に

する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報(以下「寡婦等給付金関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定す

		<p>関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)又は災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報(以下「救助支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>			<p>る福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)又は災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報(以下「救助支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第2条 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>別表第2中2の項を削り、同表3の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の次に「(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」を加え、「児童手当関係情報」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項中「医療給付等関係情報」を「国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)」に、「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。</p>	<p>第2条 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>別表第2中2の項を削り、同表3の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の次に「(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」を加え、「児童手当関係情報」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項中「医療給付等関係情報」を「国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)」に、「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。</p>